

藤沢市教育委員会 4 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）4 月 22 日（水）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（教育機関の設置について）
 - (2) 臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について）
 - (3) 臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について）
 - (4) 臨時代理の報告について（藤沢市いじめ問題調査委員会規則の制定について）
 - (5) 臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について）
 - (6) 臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について）
 - (7) 平成 27 年度 2 月藤沢市議会定例会の開催結果について
- 5 議 題
 - (1) 委員長の選挙について
 - (2) 委員長職務代理者の指定について
- 6 議 事
 - (1) 議案第 1 号 平成 27 年度教育施設整備に係る工事計画の策定について
 - (2) 議案第 2 号 藤沢市アートスペース条例施行規則の制定について
 - (3) 議案第 3 号 藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	小 林 誠 二	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 住 潤	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	神 尾 友 美	生涯学習部参事	川 俣 誠
教育部参事	小 木 曾 貴 洋	教育部参事	村 上 孝 行
教育部参事	神 尾 哲	スポーツ推進課長	笠 原 竜 雄
学校教育企画課長	齋 藤 直 昭	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
学校施設課長	佐 藤 謙 一	生涯学習総務課課長補佐	田 代 俊 之
教育総務課主幹	佐 藤 繁	文化芸術課課長補佐	吉 村 通
学校施設課課長補佐	山 口 秀 俊	スポーツ推進課課長補佐	西 台 篤 史
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

井上委員長

ただいまから藤沢市教育委員会4月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3番・阪井委員、4番・関野委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番・阪井委員、4番・関野委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

これより教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について(教育機関の設置について)、(2) 臨時代理の報告について(藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について)、(3) 臨時代理の報告について(藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について)、(4) 臨時代理の報告について(藤沢市いじめ問題調査委員会規則の制定について)、(5) 臨時代理の報告について(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について)、(6) 臨時代理の報告について(藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について)、一括して報告を求めます。

吉田委員

それでは、臨時代理の報告について、一括してご報告申し上げます。教育機関の設置並びに教育委員会の規則及び規程の制定及び改正については、教育委員会会議の議案として提出すべきところ、臨時会を開催する暇(いとま)がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、3月27日に臨時に代理したものです。このことから同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日ご報告させていただくものです。

はじめに（１）教育機関の設置について。設置する教育機関は、平成 27 年 10 月 1 日に供用を開始する藤沢市アートをスペースを、教育機関として設置するものです。

次に、（２）藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について、改正する規程につきましては、新旧対照表の第 6 条第 3 項、生涯学習部長及び文化芸術課の職員に補助執行させる事務に、アートをスペースに関することを加えるものです。別表第 1 は補助執行させる事務の決裁に、アートをスペースについて加えるものです。別表第 2 は、補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属に、アートをスペースを文化芸術課の所属に加えるものです。

次に、（３）藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、改正する規則については、新旧対照表の第 5 条、教育機関にその名称を冠した長を置く規定から、アートをスペースは除くことを加えるものです。

次に、（４）藤沢市いじめ問題調査委員会規則の制定について、制定する規則については、いじめ問題調査委員会の設置に伴い、その組織及び運営について、第 1 条から第 10 条に記載のとおり定めるものです。

次に、（５）藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について、改定する規則につきましては、新旧対照表の第 2 条、教育長に委任する事務から除く事項に、いじめ問題調査委員会委員とアートをスペース運営協議会委員の、委嘱又は命ずることを加えるものです。

次に、（６）藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、改正する規則につきましては、新旧対照表の第 4 条、教育総務課の分掌事務に、学校施設課管理員に関することを加えるものです。

なお、規則及び規程の施行期日につきましては、いずれも 2015 年（平成 27 年）4 月 1 日でございます。

それでは、各臨時代理書を読み上げます。（臨時代理書朗読）

井上委員長

ただいま 6 本の臨時代理の報告がありましたが、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

×××

井上委員長

次に、（７）平成 27 年 2 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告をお願いいたします。

吉田委員

平成 27 年 2 月藤沢市議会定例会の開催結果について報告いたします。2 月市議会定例会は、2 月 16 日から 3 月 19 日までの 32 日間で開催されました。2 月の教育委員会定例会でご審議の上、ご決定いただきました、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する条例の制定、藤沢市指導主事に充てた教員の給与等に関する条例の廃止につきましては、本会議において可決されました。

×××

次に、2月23日に開催された、子ども文教常任委員会について報告いたします。教育委員会に係る案件は、報告案件が4件ございました。報告案件につきましては、教育委員会1月または2月定例会において、ご審議のうえご決定いただいた内容と、報告案件として説明し了承いただいた内容で、(4)藤沢市スポーツ推進計画について、(5)藤沢市教育振興基本計画の改定について、(6)「藤沢の支援教育」について、(7)中学校給食試行開始後のアンケート調査結果について、以上4件について報告いたしました。

×××

次に、総務常任委員会について報告いたします。2月の教育委員会定例会でご審議のうえご決定いただきました、「藤沢市子どもをいじめから守る条例の制定」につきましては、2月24日の総務常任委員会に付託され、討論・採決の結果、賛成多数で可決すべきものとされ、その後、本会議において可決されました。

次に、補正予算常任委員会についてご報告いたします。2月の教育委員会定例会でご審議のうえご決定いただきました、「平成26年度藤沢市一般会計補正予算(第7号)」、光熱水費(小学校費)(中学校費)(特別支援学校費)、学校給食(単独校)運営管理費、学校施設環境整備事業費(小学校費)(中学校費)、諸整備事業費(小学校費)(中学校費)、郷土文化推進費、学校施設環境改善交付金(小学校費)(中学校費)、社会資本整備総合交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、大規模改修事業債(小学校費)(中学校費)、社会教育施設等整備事業債などにつきましては、2月25日の補正予算常任委員会に付託され、討論・採決の結果、賛成多数で可決すべきものとされ、その後、本会議において可決されました。

×××

次に、代表質問についてですが、教育委員会に関連する質問は、8つの会派からございました。質問の件名と要旨、主な質問とそれに対する答弁について報告いたします。

はじめに、かわせみクラブの柳田 秀憲 議員でございます。件名1「市長の政治姿勢」の要旨(6)「教育」では、教育委員会に係わる質問として、2点のご質問をいただきました。1点目として、インクルーシブ

教育のとらえ方と、今後の「支援教育」の推進についてのご質問では、平成 27 年度よりこれまでの「特別支援教育」の考え方を整理し、それらを包含した、困り事を抱えるすべての児童生徒を対象に指導・支援を行う「支援教育」として位置づけ、この考え方を教職員、保護者、市民の皆様に発信し、広く周知を図り、子どもたちの笑顔あふれる学校となるよう「藤沢の支援教育」を推進してまいること。2 点目として、子どもの貧困対策におけるプラットフォームとしての役割を担うための学校の対応についてのご質問では、学校では校内で情報を共有し、日常生活で困難を抱えている児童生徒が早期に適切な支援が受けられるように努めること。特に福祉的な支援が必要となることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、福祉機関等にもつなぎ、それぞれの家庭に寄り添った支援を行ってまいること、を答弁いたしました。

次に、藤沢市公明党の 松下 賢一郎 議員でございます。件名 2 「安全・安心のまちづくり」の要旨 (1) 「市民の命と財産を守る備えについて」では、教育委員会に係わる質問の主なものとして、学校施設における非構造部材耐震改修の課題、スケジュールについてのご質問をいただきました。課題として、学校にとっては工事期間中の使用ができない状況が発生するが、児童生徒の安全対策の徹底と学校行事等への影響を最小限におさえるよう調整を図りながら進めてまいること。スケジュールについては、児童生徒への影響を考慮し、極力夏休み期間に工事を実施してまいりたいと考えており、他の工事等との兼ね合いも含め、実施時期を調整し、平成 27 年度に小学校 11 校 15 ヲ所、中学校 7 校 9 ヲ所、特別支援学校で 1 ヲ所の非構造部材耐震改修工事を予定しており、年度内にすべての対象箇所の改修工事を完了する予定としていること、を答弁いたしました。

続いて、件名 3 「健やかな暮らしを支えあうまちづくり」の要旨 (3) 「医療と健康増進について」では、教育委員会に係わる質問として、将来の「がん検診率」の向上に結びつく「がん教育」の推進についてのご質問をいただきました。児童生徒が「がん」についての正しい知識と命の大切さを学ぶことができるよう、神奈川県教育委員会の取り組み内容を各学校に提供し、各学校は実情に応じた取り組みを進めてまいること、を答弁いたしました。

続いて、件名 4 「子どもたちが健やかに育つまちづくり」の要旨 (2) 「学校生活における諸課題への対応について」では、教育委員会に係わる主な質問として 3 点のご質問をいただきました。1 点目の主なものとして、いじめ問題等をはじめとする諸問題への相談体制の充実についてのご質問では、24 時間対応の「いじめ相談ホットライン」や「いじめ相談メー

ル)、いじめ防止対策担当スクールカウンセラーなどを活用し、今後もさらに幅広く相談を受け付けることができるよう教育委員会として体制を整えてまいること。それぞれの学校においては、児童生徒が抱える問題に対して、学年や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めたチームで対応するとともに、関係機関と連携して支援ができるよう、校内支援体制の構築に努めてまいること、を答弁いたしました。

2点目として、中学校給食の全校実施に向けた課題と全体の実施計画策定についてのご質問では、中学校給食を進める上での大きな課題としては、配膳場所の確保と調理施設から学校までの配送時間があること、配膳場所の確保については、平成27年度に余裕スペースを活用して配膳場所を確保する新たな実施方法の検証を行いたいと考えていること。配送時間の課題については、学校給食衛生管理基準で調理後から喫食まで2時間以内との規定があることから、現時点では南部方面への対応が可能な調理業者の選定が課題であるが、平成28年度からの本格導入に向けて、平成27年度中に再度調理業者をプロポーザルで選定するまでには、全校実施に向けた年次実施計画をお示ししたいと考えていること。

3点目の主なものとして、小学校における食物アレルギー対応における具体的な改善点等についてのご質問では、アレルギー対応食を配膳する際には、栄養士もしくは調理員が直接担任教諭に手渡しておりますが、新年度からはさらに安全性を高めるために、食器やトレイの色を既存のものに変えることで、担任やクラスメイトからも誤食を防ぐことができるよう、目に見える形で未然に事故防止を図ってまいることを答弁いたしました。

次に、自由松風会の 諏訪間 春雄 議員でございます。件名2「行動を共にする政策について」の要旨(3)「教育から考える福祉、子ども青少年部の具体的な連携施策について」では、貧困の連鎖や不登校、ひきこもりなどの課題を地域で解決する仕組みづくりを視点にした教育行政と福祉行政の相互連携の考え方について、ご質問をいただきました。特に家庭生活などさまざまな課題を抱える児童生徒について、より適切な支援が行えるよう、地域との関わりを深め、児童生徒を地域全体で見守り、支える仕組みづくりが必要であると考えており、そのためにも本市が推進する「共生型の地域包括ケアシステム」構築に際し、学校と地域団体等の連携等について、関係各部と研究してまいりたいと考えていること、を答弁いたしました。

次に、自民クラブ藤沢の 山口 幸雄 議員でございます。件名1「市長の政治姿勢について」の要旨(10)「次世代を担う子どもたちの育成に

ついて」では、教育委員会に係わる質問として2点のご質問をいただきました。1点目として、これからの本市の教育についてのご質問では、これからの藤沢の教育について3つの重点を考えており、1つ目は、「藤沢の支援教育の充実について」で、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を行い、「ともに学び ともに育つ」学校教育を目指し、教職員の人材育成を進め、教育活動の充実を図ってまいること。2つ目は、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」の制定で、この条例の制定をとおして、市民の皆様とともに藤沢の子どもたちをいじめから守り、育てまいると考えていること。3つ目は、「藤沢市教育振興基本計画の推進」で、学校教育、家庭教育、幼児教育、社会教育等、本市の教育全般にわたる計画として今後5年間に総合的に取り組んでいく施策として策定した計画の推進を目指してまいること。以上3つを重点に、学校だけでなく、保護者や地域の皆様そして市民の皆様の力をお借りしながら、学ぶ意欲を持つ子ども、自分自身で考え判断し、自分の言葉で発信できる子ども、そして自分の未来に夢を持つことができる子どもの育成を目指していきたいと考えていること、を答弁いたしました。

2点目として、学校施設再整備にあたっての学校規模の適正化に対する教育委員会の見解についてのご質問では、学校規模の適正化にあたりましては、効率化のみを追求するのではなく、学校に通う子どもたちの環境を第1に考えた検討を行っていくことが重要であると認識していること、今後、再整備を進めていくなかでは、このことを念頭に、施設整備と並行して教育委員会各課で構成する「藤沢市学校適正配置検討部会」において、統廃合を含めた通学区域の再編・見直しの検討を継続的に行っていく、適宜、学校施設再整備計画に反映してまいりたいと考えていることを答弁いたしました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の 加藤 なを子 議員でございます。件名2「市民が望む、福祉、子育て、教育など暮らしの分野の具体的施策の拡充について」の要旨(7)「就学援助制度の拡充と奨学金制度の創設を」では、子どもの貧困対策として就学援助制度の充実と、市として高校奨学金の創設についてのご質問をいただきました。就学援助制度の支給費目については、認定者全員が対象となることを考慮し、平成24年度より卒業アルバム購入費を新たに追加していること、保護者の申請における負担の軽減を図るため、平成26年度より就学援助システムを導入し、これまで申請にあたって保護者から提出を求めていた源泉徴収票、所得証明書等の添付書類を不要とし、保護者の利便性の向上を図っていること、高校奨学金の創設については、国や県の実施する奨学金制度の周知を図る

とともに、本市の経済的支援のあり方について、庁内関係各課や市内の関係機関と連携を図りながら研究してまいりたいと考えていること、を答弁いたしました。

続いて、要旨（８）「中学校給食を直営自校方式へ変更を」では、中学校給食の実施は、小学校と同じような直営自校方式の給食を、すべての生徒に提供する給食を実施することについてのご質問をいただきました。中学校給食をデリバリー方式に決定した理由としては、単独校方式や共同調理場方式では建設に時間がかかり、全校実施までに相当の期間が必要となり、さらに各教室での配膳に要する手間や時間を考慮すると、生徒や教職員に負担を強いることにもなるため、デリバリー方式にしたものであること、今後も新たな試行校でアンケート調査を実施し、課題等の解決を図りながらデリバリー方式による給食を全校に拡大したいと考えていること、を答弁いたしました。

続いて、要旨（13）「子どもの発達を保障する教育環境の整備を」では、主なものとして、学校施設の整備、トイレ改修や空調の設置などを前倒しで行うことについてのご質問がございました。トイレ改修や普通教室への空調設備の整備については、児童生徒の生活様式の変化や近年の猛暑などを考慮し、これまで優先的に実施しており、今後についても児童生徒の安全確保など、教育環境整備に必要かつ優先的に実施すべき他の工事との調整を図りながら、計画的に事業を継続して実施してまいること、を答弁いたしました。

次に、さつき会の 原 輝雄 議員でございます。件名1「平成27年度施政方針と本市の抱える諸課題について」の要旨（1）「「みんなの命と財産を守る災害などへの備えを進めよう」について」で、教育委員会に係わる質問として、「学校施設再整備計画」策定に向けた今後の具体的な取り組みについてのご質問をいただきました。学校施設の老朽化対策、維持保全、環境整備等を計画的に行うため、その道筋となる「藤沢市立学校施設再整備基本方針」の策定を、平成26年度内に終えること。「藤沢市立学校施設再整備基本方針」に基づき、平成27年度に学校施設の耐力度調査を順次実施し、その調査結果を踏まえ具体的な整備手法を含めた実施計画を策定し、年度内を目途にご報告させていただく予定となっていること、を答弁いたしました。

続いて、要旨4「「みんなの絆で藤沢っ子の明日を築こう」について」では、教育委員会に係わる質問の主なものとして、2点のご質問をいただきました。1点目として、教員の負担軽減に向けた取り組みについてのご質問では、「教科指導・事務処理」にかかわる業務について、大きく3点

の負担軽減の取り組みをしており、1点目は校務支援システムの導入で、中学校・特別支援学校に共通の校務支援システムを導入し、事務の効率化を進めてまいりましたが、今後は小学校への展開も見据えながら、さらに学校現場の支援に取り組んでまいること。2点目は、給食費の公会計化で、これまでは学校ごとに保護者から給食費を集金し、教員がその処理に当たっていましたが、公会計化により教員の事務作業の軽減を図ってまいること。3点目は、研修体系等の整理で、新たに「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」を策定するなかで、教育委員会全体で研修体系を見直し、整理することで、効率的な研修の展開を図ってまいること。また、新たに配置する「学校人材育成支援員」が直接学校現場に出向き、OJT研修のサポートを行うことで、教員が学校現場を離れる機会を減らし、子どもと向き合う時間の確保に努めてまいること、を答弁いたしました。

2点目として、中学校給食の試行校の拡大についてのご質問では、松下賢一郎議員への答弁と同様の考え方をお示しいたしました。

次に、改進黨所属クラブの 友田 宗也 議員でございます。件名1「市長の政治姿勢について」の要旨(1)「重点的な取り組み、郷土愛あふれる藤沢づくりについて」では、教育委員会に係わる質問として2点のご質問をいただきました。1点目として、中学校給食の試行校拡大における検証ポイントと今後の見通しについてのご質問では、松下賢一郎議員への答弁と同様の考え方をお示しいたしました。

2点目の主なものとして、教師用タブレット端末の導入とICTを活用した新たな学習支援の、教育用の利用に期待する効果と今後の取り組みについてのご質問では、教育用の利用に期待する効果については、教師用タブレット端末のカメラ機能や拡大機能、マーキング機能等が授業においてどのように利用でき、子どもたちにとって視覚的にわかりやすく、学習理解や発表等の自己表現しやすい授業づくりにつながるか、検証していきたいと考えていること。今後のスケジュールとしては、平成27年度は校務用の基盤整備及び教育用の利用について検証を行うとともに、学校全体のICT整備方針を定め、平成27年度以降の学校のICT環境整備を計画的に進めてまいりたいと考えていること、を答弁いたしました。

次に、神奈川ネットワーク運動・藤沢の 青木 仁子 議員でございます。件名1「市長の施政方針について」の要旨(3)「みんなの絆で藤沢っ子の明日を築こう!」について」では、教育委員会に係わる主な質問として、中学校給食で使用する食材について、小学校と同じく安全な食材の使用ができているのかについてのご質問をいただきました。中学校給食で使用する食材は、調理業者は市が指定する小学校給食と同様の食材を購入し

ており、また、食材業者にも調理業者に小学校と同じものを納品するよう依頼しておりますので、原則小学校で使用している食材と同じものとなっていること。小学校給食では使用していない食材を使う必要が生ずる場合もございますが、そうした食材についても小学校給食の食材を選ぶ際の基準に則り選定しており、さらに別途放射能検査を行い、安全性を確認した上で使用していること。全校で中学校給食を実施した場合でも、小学校と同じく安全な食材を使用して給食を提供できるように対応してまいること、を答弁いたしました。

×××

続きまして、予算等特別委員会について報告いたします。2月の教育委員会定例会でご審議のうえご決定いただきました、「平成27年度藤沢市一般会計予算」、「藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正」、「藤沢市アートスペース条例の制定」につきましては、3月4日からの予算等特別委員会に付託され、討論・採決の結果、賛成多数で可決すべきものとされ、その後、本会議において可決されました。

次に、予算等特別委員会での質疑を踏まえての、平成27年度予算に対する主な意見、要望について報告いたします。

はじめに、日本共産党藤沢市議会議員団でございます。中学校給食は直営自校方式で行うこと。藤沢市の中学校の教科書採択について、学校現場の先生方の意見がきちんと反映される採択となること、の2点です。

次に、かわせみクラブでございます。支援教育の考え方を、教職員、保護者、市民の皆様に発信し、広く周知を図っていくこと。福祉的な支援が必要な場合には、スクールソーシャルワーカーの活用と、福祉機関につなげられるようそれぞれの生徒、家庭に寄り添った支援をすること、の2点です。

次に、藤沢市公明党でございます。学校施設の非構造部材の耐震化について、児童生徒の安全対策を徹底し、早期に終了すること。がん教育について、福岡市のようにがん体験者の話を聞き、命の大切さを学ぶなど、積極的に取り組むこと。いじめ問題については、これまで行ってきた、いじめに対する施策を充実すること。また、子どもだけではなく、保護者にもきちんとわかるアンケートの取り方などを検討すること。中学校給食について、さまざまな課題の解決を図るとともに、なるべく早い時期の全校実施に向けて取り組むこと。食物アレルギー事故が起きない体制や事故が起きた場合の備えを徹底するとともに、教職員の研修や対応について取り組むこと、の6点です。

次に、自由松風会でございます。校内放送設備の改修について、積極的

に活用すること。藤沢市歌や市民憲章について、保護者も含めて理念や意義を伝え、さまざまな機会をとらえて浸透を図ること。「浜辺の歌」について、多くの学校で教材としていくよう取り組むこと。ロボットを学習活動における取り組みとして導入すること、の4点です。

次に、自民クラブ藤沢でございます。「学校教育ふじさわビジョン」に示された教師の姿にあるような若手教員の育成を積極的に行うこと。学校における教科書、補助教材の使用について、公教育の趣旨に沿って適正に使用すること、の2点です。

次に、改進黨所属クラブでございます。市費講師の積極的雇用を進め、さらにきめ細かい事業が行われるよう事業を拡充すること。中学校給食について、準要保護世帯の負担軽減対策を検討すること。小学校給食の給食費が公会計化されることにより、給食費のクレジット決済の環境整備も視野に入れ、利便性向上のため引き続いて研究することの3点です。

最後に、神奈川ネットワーク運動・藤沢でございます。親や先生に悩みを言えない子どもたちのために、身近でいつでも話を聞いてくれる大人をもっと増やすため、以前本市で配置していた心の相談員を再び設置すること。

以上が、平成27年2月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告でございます。

井上委員長

ただいまの教育長報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

次の、議題（1）委員長の選挙について、及び議題（2）委員長職務代理者の指定については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長

ご異議がないようですので、議題（1）委員長の選挙について、及び議題（2）委員長職務代理者の指定については、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

これより議事に入ります。

議案第1号平成27年度教育施設整備に係る工事計画の策定についてを

上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤学校施設課長 議案第1号平成27年度教育施設整備に係る工事計画の策定について、ご説明いたします。この工事計画の提案理由といたしましては、教育施設の整備を図るため、平成27年度における工事計画を策定する必要によるものです。また、この提案理由の根拠といたしましては、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第9号に記載のとおり、1件9,000万円以上の工事計画を策定する場合、教育長に委任されておらず、教育委員会に諮ることとなっていることによるものです。工事計画につきましては、1 小学校一般整備事業一般計画の(1)小学校施設環境整備事業ですが、大鋸小学校のトイレ改修工事、湘南台小学校のグラウンド等整備工事、亀井野小学校の外壁等改修工事の3工事で、予算額は記載のとおりです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第1号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 これらの工事は全て夏休み中に行われるのですか。

佐藤学校施設課長 工事については全て夏休み中に終わるというわけではございませんで、大鋸小学校のトイレ改修工事については、7月下旬から12月下旬まで、湘南台小学校のグラウンド等整備工事については、10月上旬から3月の下旬まで、亀井野小学校の外壁等改修工事については、7月下旬から1月下旬までを予定しております。

阪井委員 大鋸小学校のトイレ改修は7月から12月とかなり長期間ですけれども、授業が行われる間のトイレの使用について、計画ではどのように考えて工事をされるのでしょうか。

佐藤学校施設課長 大鋸小学校のトイレは1系統しかございません。したがって、リースで対応する考えで、5ヵ月間で予算的には716万5,000円を計上して対応していく予定です。

阪井委員 リースのトイレとはどのような形のものですか。よく工事現場などにあるようなボックス的なものとか、横に並べたようなものとかありますが、子どもはトイレについては微妙で、臭気とか不衛生であったりすると、トイレを使うのを嫌がる子がいるかと思えます。どのような仮設トイレになるのか、具体的に教えてください。

山口学校施設課課長補佐 仮設のトイレは、基本的には工事現場に置いてあるようなものと同様のものを並べまして、雨をしのぐ屋根を設置したり、衛生面の排水関係はきちんと整備いたします。ただ、仮設ですので、本設のトイレと全く同じというわけにはいきませんが、できるだけお子さんの使用

に支障がないような形で対応させていただきます。

阪井委員 子どもはトイレに対しては敏感な部分があるので、くれぐれも子どもたちがなるべく快適に使えるような環境を整えてほしいと思います。

あわせて湘南台小学校のグラウンド等の整備については、10月から3月ですけれども、運動会などの時期だと思いますし、秋は特に子どもが戸外遊びを活発にする時期です。湘南台小学校の使用状況についてはどのように考えていますか。

山口学校施設課課長補佐 湘南台小学校のグラウンド等整備については、確かに秋には運動会がございます。9月から業者を決定する予定でおりますけれども、その辺は学校の運動会と地区レクリエーションが終わってから工事に着手するよう、現在調整しております。

阪井委員 亀井野小学校の外壁等改修については、子どもたちが戸外遊びをすると、外壁の修理に伴い遊ぶ場所も制限されると思いますが、その辺の対応はどのようにされるのか、具体的にお聞かせください。

山口学校施設課課長補佐 亀井野小学校は、外壁というよりも校舎の雨漏りがひどい状態ですので、その改修が主な目的でありまして、屋上の防水と全面の外壁の改修をいたします。外壁改修工事ということで、建物の周りに足場がかかり、またシートがかかりますが、基本的には校舎の周りを囲むだけであって、子どもの行動範囲には余り影響がない形です。それと多少音が出る工事があると思いますが、その辺は授業に支障がないような形で工程を組んで進めてまいりたいと考えております。

阪井委員 子どもたちの行動には想定外のことも考慮していかなければいけないと思います。現場を任される業者にも十分配慮して、子どもたちが事故なく安全に学校生活を送れるような配慮をお願いします。

井上委員長 ぜひ、子どもの不利益にならないよう配慮して工事をしていただきたいと思います。

他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第1号平成27年度教育施設整備に係る工事計画の策定については、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

井上委員長 次に、議案第2号藤沢市アートスペース条例施行規則の制定についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

川俣生涯学習部参事 議案第2号藤沢市アートスペース条例施行規則の制定について、ご説明いたします。この規則を提出したのは、新たな美術振興施設を公共

の用に供するにあたり、藤沢市アートスペース条例第 16 条の規定に基づき、管理等について必要な事項を定める必要によるものです。

規則の主な内容として、第 1 条は規則の趣旨について定めるもので、第 2 条はアートスペースの休館日、供用時間等について定めるものです。第 3 条は展示ルームの使用原則を定めるもので、第 4 条はレジデンスルームの使用原則を定めるものです。第 5 条は展示ルーム等を使用する場合の使用許可申請手続を定めるもので、第 6 条は使用許可申請に対する決定について定めるものです。第 7 条は使用許可を受けた者が事前に使用上の打ち合わせを行うことを定めるもので、第 8 条は使用許可内容を変更する場合の手続について定めるものです。第 9 条は使用の取りやめの手続について定めるもので、第 10 条は展示ルーム等に特別な設備または装飾等を行う場合において、その仕様書等の提出を求めることを定めるものです。第 11 条は使用者が展示期間中の展示作品を適正に管理することを定めるもので、第 12 条はアートスペースの利用者が守らなければならない遵守事項について定めるものです。第 13 条はアートスペースの管理上支障がある場合に利用を制限することを定めるもので、第 14 条は展示ルーム等の使用料を減免する場合について定めるものです。第 15 条は既に納めた使用料を還付する場合とその手続について定めるもので、第 16 条はこの規則に規定する各帳票の様式を教育委員会が定めることを定めるものです。第 17 条は藤沢市アートスペース運営協議会の委員長の選出等について定めるもので、第 18 条は運営協議会の会議の招集等について定めるもので、第 19 条は運営協議会の書記について定めるものです。

附則の 1 項は、規則の施行期日を条例施行日である平成 27 年 10 月 1 日とすること及び第 17 条から第 19 条までの運営協議会に関連する規定の施行期日を平成 27 年 5 月 1 日からと定めるもので、第 2 項は展示ルーム等の使用に関する手続は、この規則の施行期日前にも行うことができることを定めるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第 2 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、議案第 2 号藤沢市アートスペース条例施行規則の制定については、原案のとおり決定いたします。

××

井上委員長 次に、議案第3号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

笠原スポーツ推進課長 議案第3号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明いたします。この議案を提出いたしましたのは、藤沢市スポーツ推進審議会委員のうち関係行政機関の職員1名に欠員が生じたため、藤沢市スポーツ推進審議会条例第2条及び第3条並びに第4条の規定に基づき、補欠の委員を任命する必要によるものです。委員候補者は神奈川県から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第3号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 任期が2015年4月23日から2015年7月25日と3ヵ月ですが、これが前任者の残任期間ということでしょうか。

笠原スポーツ推進課長 おっしゃるとおり、藤沢市スポーツ推進審議会条例に定めのとおり、前任者の残任期間をもって充てるとなっております。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第3号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

井上委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。5月13日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、次回の定例会は5月13日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程は、すべて終了いたしました。

午後4時04分 休憩